

成績評定運用基準

第1 通則

評定は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

第2 評定の対象

- 1 工事完成に伴う竣工検査として以下の工事
 - イ) 請負金額が500万円以上の公共工事
 - ロ) 請負金額が200万円を超え500万円未満の工事については、公共工事の品質確保と工事目的物の引継の可否判定のために、簡易評価表による成績評定を行なう。
- 2 出来形・臨時検査に伴う技術検査

第3 評定項目

評定は、次に掲げる考査項目について行うものとする。

考査項目	
評価項目	細別
1. 施工体制	I. 施工体制一般
	II. 配置技術者
2. 施工状況	I. 施工管理
	II. 工程管理
	III. 安全対策
	IV. 対外関係
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形
	II. 品質
	III. 出来ばえ
4. 高度技術（加点のみ）	高度技術
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献度
7. 法令遵守等（減点のみ）	
8. 総合評価技術提案（減点のみ）	技術提案履行確認

第4 評定方法

- 1 評定者は主任監督員、総括監督員、検査員の三者とする。また総括監督員については課長補佐級が主に担当するが、各課の監督体制に応じて評定者を指定することとする。
- 2 評定については、「工事成績採点表」及び「細目別評定点採点表」で行うこととし、「考査項目別運用表」で該当する事項を工事成績採点表の考査項目欄の加減点を記入するものとする。

なお、評定にあたっては、「施工プロセス」のチェックリスト・「工事現場等における施工体制点検・確認要領」を考慮するものとする。

また、工事における「高度技術」、「創意工夫」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- 3 評定者ごとの評定点は、第2項により付された各考査項目の評価点を、標準点（65点）から加減した値とする。

- 4 請負工事の合計評定点は、次により算出するものとする。
この場合、合計評定点の算出に当たっては小数第1位を四捨五入するものとする。
- (1) 検査が工事完成検査のみの場合
合計評定点 = (監督員の評定点) × 0.4 + (主任監督員等の評定点) × 0.2 + (検査員の評定点) × 0.4 - (法令遵守等の評価点) - (その他)
- (2) 検査が工事完成検査のほかに臨時検査がある場合
合計評定点 = (監督員の評定点) × 0.4 + (主任監督員等の評定点) × 0.2 + (検査員(部分検査等)の評定点) × 0.2 + (検査員(完成検査)の評定点) × 0.2 - (法令遵守等の評価点) - (その他)
- 5 細目別評定点より算出するものとし、算出にあたっては小数第4位を四捨五入するものとする。
- 6 前項第2号の合計評定点の算出において、部分検査等が2回以上ある場合の検査員(部分検査等)の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第2位を四捨五入するものとする。
- 7 原則、主たる工種で評価する。主たる工種の割合を60%以上とした。60%未満については、多工種で評価することが出来るものとした。
主たる工種が、40%以上60%未満の場合は、2工種で、40%未満の場合は、3工種で評価するものとし、その中で、多工種で重複する項目がある場合は、一方の評価項目を削減し、その結果を全評価項目に対する%で評価する。
- 例 2工種の場合
(1工種目の評定項目 + 2工種目の評定項目) / (1工種目の該当評定数 + 2工種目の該当評定数) × 100 = () %
- 8 出来ばえは、多工種で品質評価したものは、主たる工種による。該当しない項目がある場合、評価の該当項目を下げ評価する。

第5 評定対象外の工事としては以下のものをいう。

- 1 200万円以下の小額工事
- 2 建築物・構造物の解体・撤去のみの工事
- 3 災害等で緊急かつ仮設的な工事
- 4 軽微な維持補修工事
- 5 道路・河川・排水路等の浚渫及び除草、清掃工事
- 6 ポンプ等単体の取替えや部品の取替えのみの工事

第6 評定の特例

- 1 共同企業体が施行した場合
共同企業体が施行した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施行したものとみなして行うものとする。
- 2 契約を解除した場合
(1) 請負人の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。
(2) 市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。

第7 評定の修正

- 1 要領第7条の評定の修正とは、工事の請負契約書に基づく契約不適合責任期間中に工事目的物に契約不適合があることが判明した場合において、その契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害に賠償を請求したときは、評定を修正するものとする。
- 2 前項の評定を修正する場合は、合計評定点から重要な契約不適合は20点を減ずることとする。

3 工事成績の評定通知後に、工事に起因して住民から苦情・紛争等が起こった場合

第8 その他

1 この基準に定める他、各工事の契約における減点等の措置はその契約による。

工事成績評定結果通知フロー

